

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 11月 1日～ 令和 6年 10月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進を行う。

<対策>

- 令和 3年 11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年 11月～ 就業規則整備、制度に関するパンフレットを作成し社員に周知
- 令和 3年 11月～ 対象者に個別で制度の利用を勧奨

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3年 11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年 11月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に周知
- 令和 3年 11月～ 対象者に個別で制度の利用を勧奨
- 令和 6年 8月～ 育児休業取得率100%及び1か月以上の育休取得を目指すことについて改めてパンフレットを作成し周知

目標3：看護休暇の対象者を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員」から「小学校3年生修了までの子を養育する従業員」に変更し、法を上回る制度とする

<対策>

- 令和 6年 8月～ 育児介護休業規程を改定し周知する